

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」の  
一部改定案に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	戒告処分の際には「研修の履修義務の不履行」の年度を明示することが必要と考える。	研修の履修義務の不履行に係る懲戒処分を行う際には、その処分理由を明示する中で、不履行となった期間を記載することを考えています。
2	戒告処分を受けたにもかかわらず、研修の義務を履行しない者の処分の考え方を確認したい。	懲戒処分を受けたにもかかわらず、改善が見られない者については、更なる懲戒処分を行うことを含め、個別の事情を総合的に勘案して対応を判断する必要があると考えています。